平成２６年（フ）第４６５９号
東京都江戸川区東小岩３丁目21―６―203
債務者　佐久間堅一
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６０号
東京都足立区神明１丁目12―９
債務者　辻浦　寛人
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６１号
神奈川県藤沢市長後658―107
債務者　田村　宏仁
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６５号
東京都葛飾区東新小岩８丁目19―17―101
債務者　佐々木晶子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６９号
千葉県我孫子市布佐１丁目16―21
債務者　金子　美信
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４号
大分県杵築市大字大内4547番地２　マノワールＢ棟102号室
債務者　小田　常則
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後３時15分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
横浜市緑区中山町20番地12
債務者　杉森美知代
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３３号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目15番16号　湘南サンライズガーデンⅡ201
債務者　露崎　仁一
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
熊本県山鹿市鹿央町千田909番地１　フィールド、前住所熊本県山鹿市志々岐1211番地１
債務者　原田　健児
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
長崎県島原市有明町湯江丙494番地
債務者　松本　るみ
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
岡山市南区郡3004番地74
債務者　高原佐江子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６０２号
東京都新宿区北新宿１丁目12―４―３
債務者　由良　　勝
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６２８号
東京都豊島区南長崎２丁目２―９―203
債務者　九津見幸広
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７０号
千葉県船橋市丸山１丁目31―３―201
債務者　大野　良明
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８号
静岡市駿河区中島53番地の29
債務者　加藤　雅貴
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部